

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

| 規 則                                        | ページ |
|--------------------------------------------|-----|
| ○北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（生物多様性保全課）   | 90  |
| 告 示                                        |     |
| ○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（広報広聴課）             | 93  |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………（広報広聴課）                | 94  |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定……（循環型社会推進課）   | 95  |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）          | 95  |
| ○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）               | 95  |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）         | 96  |
| ○森林法による通知に代える公示……………（治山課）                  | 96  |
| ○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）                 | 96  |
| ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） | 96  |
| 総合振興局告示及び振興局告示                             |     |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………                       | 97  |
| 道立衛生研究所告示                                  |     |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示……………                     | 98  |
| 道教育庁教育局告示                                  |     |
| ○特定調達契約に係る資格に関する公示……………                    | 98  |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………                       | 99  |
| ○特定調達契約に係る資格に関する公示……………                    | 100 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………                       | 101 |
| ○特定調達契約に係る資格に関する公示……………                    | 102 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………                       | 103 |
| 道人事委員会規則                                   |     |
| ○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則……………         | 104 |
| ○教職調整額に関する規則の一部を改正する規則……………                | 104 |

## 規 則

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第9号

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別記第1号様式」の次に「（分譲型ホテル等事業（第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものをいう。以下同じ。）にあつては、別記第1号様式の2）」を加え、同条第3項中「第10号」を「第11号」に、「第11号」を「第12号」に改め、第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

（9）分譲型ホテル等事業にあつては、当該事業における特定の者の優先的な使用を確保する仕組み及び当該事業の執行による道立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第6条第1項中「別記第2号様式」の次に「（分譲型ホテル等事業にあつては、別記第2号様式の2）」を加える。

第8条第2項第2号及び第4項第1号中「第11号」を「第12号」に改める。

第27条の次に次の1条を加える。

（条例第14条第3項第2号の規則で定める者）

**第27条の2** 条例第14条第3項第2号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記第1号様式注1の事項中「(10)まで及び(13)」を「(11)まで及び(14)」に改め、(14)を(15)とし、(9)から(13)までを(10)から(14)までとし、(8)の次に次のように加える。

（9）個人にあつては、直前3年の各事業年度における確定申告書

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

**別記第1号様式の2**（第4条関係）

道立自然公園事業執行協議書（認可申請書）

年 月 日

北海道知事 様

協議者（申請者）の住所及び氏名 ㊞

（法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名）

道立自然公園内において 事業を執行したいので、北海道立自

然公園条例第7条の2第2項（第3項）の規定に基づき、次のとおり協議（申請します）。

|                 |                      |               |
|-----------------|----------------------|---------------|
| 公園施設の種類         |                      |               |
| 公園施設の位置         |                      |               |
| 公園施設の規模・構造      |                      |               |
| 公園施設の管理又は経営の方法  | 経営方法                 | 直営<br>委託（受託者  |
|                 | 料金徴収                 | 有（標準的な額）<br>無 |
|                 | 供用期間                 | 通年<br>季節（供用期間 |
|                 | 種類                   |               |
| 公園施設の供用開始の予定年月日 | 年 月 日                |               |
| 工事施行の予定期間       | 年 月 日 着手<br>年 月 日 完了 |               |
| 備考              |                      |               |

注1 添付書類（ただし、協議にあっては、(1)、(2)、(6)から(11)まで及び(14)を除く。）

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにそれらの内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）

の）

- (9) 個人にあっては、直前3年の各事業年度における確定申告書
  - (10) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - (11) 事業資金を調達することができることを証する書類
  - (12) 分譲型ホテル等事業に関する次に掲げる書類（エ及びオについては、そのいずれか）
    - ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
    - イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
    - ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
    - エ 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
    - オ 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書
  - (13) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
  - (14) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
  - (15) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (16) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
- 2 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「公園施設の位置」欄には、郡市区町村、大字、字、小字、地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあっては、起終点の位置を記載すること。
- 4 「公園施設の規模・構造」欄については、次の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
- (1) 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
  - (2) 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- 5 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては、標準的な額
  - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあっては、その供用期間

- (4) 種類（コンドホテル、会員制ホテル又は企業保養所の別）
- 6 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
- (2) 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
- (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は、その通称
- 7 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 8 不要の文字は、抹消すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 10 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 別記第 2 号様式注 1 の事項(3)中「カまで及びケ」を「キまで及びコ」に改め、コをサとし、オからケまでをカからコまでとし、エの次に次のように加える。
- オ 個人にあつては、直前 3 年の各事業年度における確定申告書
- 別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 2 号様式の 2（第 6 条関係）

道立自然公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）

年 月 日

北海道知事 様

協議者（申請者）の住所及び氏名 ⑨

（法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名）

道立自然公園 事業の執行の協議をした（認可を受けた）内容  
を変更したいので、北海道立自然公園条例第 7 条の 2 第 7 項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

| 執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号 |            | 年 月 日 第 号 |     |
|-------------------------|------------|-----------|-----|
| 公園施設の種類                 |            |           |     |
| 変更の内容                   | 事 項        | 変更前       | 変更後 |
|                         | 公園施設の種類    |           |     |
|                         | 公園施設の位置    |           |     |
|                         | 公園施設の規模・構造 |           |     |
|                         | 公園施設の      | 経営方法      |     |
|                         |            | 料金徴収      |     |

|             | 管 理 又 は<br>経 営 の 方 法 | 供 用 期 間              |  |  |
|-------------|----------------------|----------------------|--|--|
|             |                      | 種 類                  |  |  |
| 変更しようとする年月日 |                      | 年 月 日                |  |  |
| 工事施行の予定期間   |                      | 年 月 日 着手<br>年 月 日 完了 |  |  |
| 変更を必要とする理由  |                      |                      |  |  |
| 備 考         |                      |                      |  |  |

注 1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 2 万 5,000 分の 1 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 次に掲げる書類のうち、変更の内容に係る書類（ただし、協議にあつては、イからキまで及びコを除く。）
- ア 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の各階平面図、2 面以上の立面図、2 面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の配置図
- イ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- ウ 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにそれらの内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- エ 法人にあつては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後 3 年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
- オ 個人にあつては、直前 3 年の各事業年度における確定申告書
- カ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- キ 事業資金を調達することができることを証する書類
- ク 分譲型ホテル等事業に関する次に掲げる書類（(ニ)及び(ウ)については、そのいずれか）
- (ア) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
- (イ) 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
- (ウ) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
- (エ) 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明ら

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>にした書類</div> <div>(オ) 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書</div> <div>ケ 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面</div> <div>コ 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書</div> <div>サ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類</div> <div>シ 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書</div> <div>2 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書（認可指令書）記載のものを記入すること。</div> <div>3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。</div> <div>4 「変更の内容」欄には、協議をした（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。</div> <div>5 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、次の事項を記載すること。<div>(1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</div><div>(2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては、標準的な額</div><div>(3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあっては、その供用期間</div><div>(4) 種類（コンドホテル、会員制ホテル又は企業保養所の別）</div></div> <div>6 「備考」欄には、次の事項を記載すること。<div>(1) 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否</div><div>(2) 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況</div><div>(3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は、その通称</div></div> <div>7 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。</div> <div>8 不要の文字は、抹消すること。</div> <div>9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</div> <div>10 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。</div> | <div>附 則</div> <div>この規則は、公布の日から施行する。</div> | <div>告 示</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                             | <div>北海道告示第146号</div> <div>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。</div> <div>なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。</div> <div>令和2年2月28日</div> <div>北海道知事 鈴木直道</div> <div>1 資格及び調達をする特定役務の種類</div> <div>令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。</div> <div>(1) 契 約 令和2年2月28日に一般競争入札の公告を行う令和2年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務</div> <div>(2) 資 格 令和2年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格（以下「資格」という。）</div> <div>(3) 特 定 役 務 の 種 類 令和2年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務</div> <div>2 資 格 要 件</div> <div>平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。</div> <div>(1) 道の指示により、広報紙の制作及び配布に係る協議等のため、来庁が可能であること（1号制作ごとに複数回の来庁を要する。）。</div> <div>(2) 資格審査を申請する日の直前2年間に、国又は地方公共団体と本業務と同種の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。</div> <div>3 資 格 要 件 の 特 例</div> <div>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。</div> <div>4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法</div> |

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年2月28日（金）から同年3月19日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)から(3)まで並びに5の(1)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5110

#### 北海道告示第147号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

令和2年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式

##### (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

##### (3) 契約期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道告示第146号に規定する令和2年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配

布業務の資格を有すること。

#### 3 仕様書で示す企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限 令和2年3月19日（木）午後5時まで（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着）

##### (2) 提出場所

ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 提出方法 資格審査の申請と同時に提出可

#### 4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部知事室広報広聴課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎2階総合政策部共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課）

(2) 入札日時 令和2年4月9日（木）午後1時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

##### (1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する

総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書及びあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した企画提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準 落札者決定基準は、入札説明書による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
  - (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
  - (3) 電話番号 011-204-5110

11 Summary  
A Nature and quantity of the services to be procured : Production and distribution of public relations literature “Hokkaido” 1 (one) set  
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 9, 2020  
C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5110

北海道告示第148号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

令和2年2月28日  
北海道知事 鈴木直道

1(1) 指定番号 第382号

- (2) 指定の区域 余市郡仁木町銀山1丁目144番3（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
  - (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第12条の31第2号
- 2(1) 指定番号 第383号
- (2) 指定の区域 北斗市向野283番40、283番41（以上2筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
  - (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- 3(1) 指定番号 第384号
- (2) 指定の区域 久遠郡せたな町北檜山区共和120番1、120番2、120番4（以上3筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
  - (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- （「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び北海道関係（総合）振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第149号  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。  
令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道  
退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所  
令和2.2.9 理事 矢合正幸 名寄市風連町字日進4970番地

北海道告示第150号  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。  
その関係書類は、令和2年3月2日から20日間、一般の縦覧に供する。  
令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道  
地区名 事業の種類 縦覧場所  
常呂第3土佐 農業用排水施設、区画整理 北海道オホーツク総合振興局  
常呂姉間 農業用排水施設 同

### 北海道告示第151号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡愛別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び愛別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鷹栖町役場の掲示場に掲示した。

令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年北海道告示第96号
- 2 所在が不分明な者 佐野 亨

### 北海道告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
キタノセンの川（Ⅱ－44－0230）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
中川郡音威子府村字音威子府（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
ホソカワの川（Ⅱ－44－0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
中川郡音威子府村字音威子府（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
ハヤシノ川（Ⅱ－44－0260）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
中川郡音威子府村字音威子府（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
阿部の沢川（Ⅱ－44－0270）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
中川郡音威子府村字音威子府（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
箴島（4－34－256）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
中川郡音威子府村字物満内（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
  - 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
ナベオウナイノ沢（〈4〉－4－470－470－6043）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
中川郡音威子府村字音威子府（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第154号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道

- 2 売りさばき人の項一般社団法人帯広物産協会の事項を削る。

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道空知総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月28日

北海道空知総合振興局長 青木 誠 雄

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

公物管理用パトロールカーの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分

##### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

##### (3) 契約期間 令和2年7月17日から令和8年7月10日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

##### (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

##### (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

##### (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

##### (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

##### (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

##### (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

##### (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年2月28日（金）から同年3月27日（金）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号  
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和2年4月10日（金）午前10時（送付による場合は、同月9日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>で最低の価格（借入台数分に係る１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。</p> <p>9 落札者と契約の締結を行わない場合</p> <p>落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。</p> <p>10 その他</p> <p>平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。</p> <p>契約に関する事務を担当する組織</p> <p>(1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課</p> <p>(2) 所 在 地 郵便番号 064－0811 札幌市中央区南11条西16丁目２番１号</p> <p>(3) 電 話 番 号 011－561－0383</p> <p>11 Summary</p> <p>A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Patrol Car 1 set</p> <p>B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 10, 2020<br/>(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 9, 2020)</p> <p>C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan<br/>Phone : 011-561-0383</p> | <p>(1) 氏 名 株式会社ホープ</p> <p>(2) 住 所 福岡県福岡市中央区薬院１－14－5 MG 薬院ビル</p> <p>4 落札金額</p> <p>(1) 基本料金 1,338.32円</p> <p>(2) 電力量料金 16.67円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告</p> <p>令和元年12月20日付け北海道立衛生研究所告示第10号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ</p> <p>(2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 道 立 衛 生 研 究 所 告 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p><b>北海道立衛生研究所告示第18号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和２年２月28日</p> <p style="text-align: right;">北海道立衛生研究所長 立 花 理 彦</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>北海道立衛生研究所ほか電力需給契約</p> <p>(1) 予定契約電力 730 kW</p> <p>(2) 予定電力使用量 3,205,600 kWh</p> <p>2 落札を決定した日</p> <p>令和２年２月４日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p style="text-align: center;"><b>道 教 育 庁 教 育 局 告 示</b></p> <p><b>北海道教育庁空知教育局告示第13号</b></p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。</p> <p>なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。</p> <p>令和２年２月28日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁空知教育局長 竹 林 亨</p> <p>1 資格及び調達をする特定役務の種類</p> <p>令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第２条第４号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。</p> <p>(1) 契 約 令和２年２月28日に一般競争入札の公告を行う道立特別支援学校スクールバス賃貸借契約</p> <p>(2) 資 格 道立特別支援学校スクールバス賃貸借契約に関する入札参加資格（以下「資格」という。）</p> <p>(3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス</p> <p>2 資 格 要 件</p> <p>平成16年北海道告示第447号の１の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。</p> <p>(1) 申請日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号口の一般貸</p> |

切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。

(2) 道路運送法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。

(3) 当該スクールバスに関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(4) 添乗員をコース内訳書に示す人数以上配置できること（北海道南幌養護学校 恵庭コース、恵庭・北広島コース、江別・豊幌コース）。

（コース内訳書は省略し、6の場所に備え置いて縦覧に供する。）

3 資格要件の特例  
平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年2月28日（金）から同年3月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatonokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電 話 番 号 0126-20-0142

---

**北海道教育庁空知教育局告示第14号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月28日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

ア 北海道南幌養護学校スクールバスの賃貸借（恵庭コース）（1日当たりの単価）

イ 北海道南幌養護学校スクールバスの賃貸借（恵庭・北広島コース）（1日当たりの単価）

ウ 北海道南幌養護学校スクールバスの賃貸借（江別・大麻コース）（1日当たりの単価）

エ 北海道南幌養護学校スクールバスの賃貸借（江別・豊幌コース）（1日当たりの単価）

オ 北海道美唄養護学校スクールバスの賃貸借（岩見沢コース）（1日当たりの単価）

調達予定数量については、コース内訳書のとおりとする。

（コース内訳書は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。）

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格  
令和2年北海道教育庁空知教育局告示第13号に規定する道立特別支援学校スクールバス賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所  
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のアからエまで 令和2年3月12日（木）午後1時30分

イ 1の(1)のオ 令和2年3月12日（木）午後2時30分

ア及びイについて、送付による場合は、同月11日（水）午後5時までに必着とする。

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。  
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の可否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 1の(1)のアからエまで

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

(2) 1の(1)のオ

北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。  
なお、(1)及び(2)ともに入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、国土交通大臣へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目  
(3) 電 話 番 号 0126-20-0142

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a The school bus rental contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Eniwa course)  
b The school bus rental contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Eniwa・kitahiroshima course)  
c The school bus rental contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Ebetsu

・ooasa course)

d The school bus rental contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Ebetsu・toyohoro course)

e The school bus rental contract of Hokkaido Bibai Special Needs School (Iwamizawa course)

B Bid tendering date and time :

a, b, c, d 1:30 P.M., March 12, 2020

e 2:30 P.M., March 12, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 11, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁上川教育局告示第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月28日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和2年2月28日に一般競争入札の公告を行うスクールバス賃貸借契約

(2) 資 格 スクールバス賃貸借契約入札参加資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること。

(2) 審査申請日以前過去2年間において、種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長の行う官公需組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年2月28日（金）から同年3月12日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

### 6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号  
(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

### 北海道教育庁上川教育局告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月28日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

ア 北海道名寄産業高等学校スクールバスの賃貸借（1日当たりの単価）

イ 北海道東川養護学校スクールバスの賃貸借（1日当たりの単価）

ウ 北海道鷹栖養護学校スクールバスの賃貸借（1日当たりの単価）

調達予定数量については、スクールバス運行コース一覧のとおりとする。

（スクールバス運行コース一覧は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。）

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 1の(1)のア 令和2年4月8日から令和3年3月24日まで

イ 1の(1)のイ及びウ 令和2年4月1日から令和3年3月24日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁上川教育局告示第14号に規定するスクールバス賃貸借契約に関する資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のア 令和2年3月18日（水）午前11時

イ 1の(1)のイ 令和2年3月18日（水）午後1時15分

ウ 1の(1)のウ 令和2年3月18日（水）午後2時15分

アからウまでについて、送付による場合は、同月17日（火）午後4時までに必着とする。

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
 なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
 全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合  
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他  
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。  
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室  
 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号  
 (3) 電 話 番 号 0166-46-5862
- 10 Summary  
 A Nature and quantity of the products to be procured :  
 a The school bus rental contract of Hokkaido Nayoro Industry High School  
 b The school bus rental contract of Hokkaido Higashikawa Special Needs School  
 c The school bus rental contract of Hokkaido Takasu Special Needs School  
 B Bid tendering date and time :  
 a 11:00 A.M., March 18, 2020  
 b 1:15 P.M., March 18, 2020  
 c 2:15 P.M., March 18, 2020  
 (If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., March 17, 2020)  
 C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan  
 Phone : 0166-46-5862

## 北海道教育庁十勝教育局告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月28日

北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類  
 令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約 令和2年2月28日に一般競争入札の公告を行う北海道帯広養護学校スクールバス賃貸借契約  
 (2) 資 格 北海道帯広養護学校スクールバス賃貸借契約に関する入札参加資格（以下「資格」という。）  
 (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス
- 2 資 格 要 件  
 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 申請日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送業の免許又は許可を現に受けている者であること。  
 (2) 正座席数45席以上の大型バスを3台同時に運行できる者であること。  
 (3) スクールバス運行時に、1台につき添乗員を2名乗務させ、児童・生徒の介助等ができること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例  
 平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法  
 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年2月28日（金）から同年3月9日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。  
 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
 なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tsky/>）においてダウンロードすることができる。  
 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当

該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地  
(3) 電 話 番 号 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月28日

北海道教育庁十勝教育局長 大橋 則之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

北海道帯広養護学校スクールバスの賃貸借

- ア Aバス1日3便 109日（1日当たりの単価）  
イ Aバス1日2便 99日（1日当たりの単価）  
ウ Bバス1日3便 109日（1日当たりの単価）  
エ Bバス1日2便 99日（1日当たりの単価）  
オ Cバス1日3便 109日（1日当たりの単価）  
カ Cバス1日2便 99日（1日当たりの単価）

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁十勝教育局告示第7号に規定するスクールバス賃貸借契約に関する入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階C会議室

（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 令和2年3月13日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月12日（木）午後4時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの入札価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

- (2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目  
(3) 電 話 番 号 0155-26-9237

10 Summary

A Nature and quantity of products to be procured : chartered school bus with a driver

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |                              |                   |                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|------------------|
| <p>course A (3 round trip one day) 109 services, A (2 round trip one day) 99 services, B (3 round trip one day) 109 services, B (2 round trip one day) 99 services, C (3 round trip one day) 109 services, C (2 round trip one day) 99 services</p> <p>B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 13, 2020<br/>(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 12, 2020)</p> <p>C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan<br/>Phone : 0155-26-9237</p>                                                                                                                                                  | <p>が同表の３級となった日の前日に受けていた同表の２級又は特２級の号俸に対応する給料月額（教職調整額を含む。）から現に受ける同表の３級の号俸に対応する給料月額（その者が同表の３級となった日後に降号した場合にあっては、当該降号の直前の号俸に対応する給料月額から当該降号の直後の号俸に対応する給料月額を減じた額を加算した額）を減じた額」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額に関する規則の規定は、平成30年４月１日から適用する。</p> |                   |                              |                   |                  |
| <div><div>道 人 事 委 員 会 規 則</div><div><p>職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p><p>令和２年２月28日</p><p>北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知</p><p><b>北海道人事委員会規則６－55</b></p><p>職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則</p><p>職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則６－０）の一部を次のように改正する。</p><p>別表北海道行政職員採用試験の部に次のように加える。</p><table><tr><td>人事委員会が別に定める年齢にある者</td><td>一般行政C（経験不問枠）<br/>教育行政C（経験不問枠）</td></tr></table><p>別表公立小中学校事務職員採用試験の部に次のように加える。</p><table><tr><td>人事委員会が別に定める年齢にある者</td><td>公立小中学校事務C（経験不問枠）</td></tr></table><p><b>附 則</b></p><p>この規則は、公布の日から施行する。</p><p>教職調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p><p>令和２年２月28日</p><p>北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知</p><p><b>北海道人事委員会規則７－1397</b></p><p>教職調整額に関する規則の一部を改正する規則</p><p>教職調整額に関する規則（北海道人事委員会規則７－869）の一部を次のように改正する。</p><p>附則第２項中「同表の３級の号俸に応じ、人事委員会の承認を得て定める額」を「その者</p></div></div> |                                                                                                                                                                                                                                                                       | 人事委員会が別に定める年齢にある者 | 一般行政C（経験不問枠）<br>教育行政C（経験不問枠） | 人事委員会が別に定める年齢にある者 | 公立小中学校事務C（経験不問枠） |
| 人事委員会が別に定める年齢にある者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 一般行政C（経験不問枠）<br>教育行政C（経験不問枠）                                                                                                                                                                                                                                          |                   |                              |                   |                  |
| 人事委員会が別に定める年齢にある者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 公立小中学校事務C（経験不問枠）                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |                              |                   |                  |